

名古屋支部・尾張西支部・尾張北支部

藤前干潟不法投棄ごみ撤去作業



- 日 時：令和5年11月13日（月）
- 場 所：日光川下流左岸
- 参加者：会員83名

（名古屋支部53名、尾張西支部21名、尾張北支部8名、事務局1名）

環境省名古屋自然保護官事務所、環境省中部地方環境事務所、愛知県尾張建設事務所、名古屋市港土木事務所、名古屋市環境局作業課、港環境事務所、（一社）愛知県産業資源循環協会名古屋支部（永井弘児支部長）、尾張西支部（富田昭夫支部長）、尾張北支部（南村朋幸支部長）

- 協力作業重機：3台
- 永一産商（株）クラム車1台
（有）三洋サービス・（株）富田商店ユニック車各1台

午前9時より開会セレモニーが行われ、環境省中部地方環境事務所資源循環課長吉田勝利氏より、「令和元年以降コロナ禍のため中断していましたが、新型コロナウイルス感染症も鎮静化し、今日、協会の皆様の協力によりラムサール条約に登録され、日本有数の渡り鳥の渡来地として知られている藤前干潟の清掃活動を行うことができ非常に感謝しています。不法投棄や河川の上流部からの漂着ごみが海の生態系に悪影響を及ぼしたりしており国際的にも問題となっています。国指定藤前干潟鳥獣保護区の資源を活かして、地域の関係者がパートナーシップを組んで実施するものでありSDGsを地域において達成していく上で重要な取組になりますのでよろしくをお願いします。」と開会の挨拶がありました。

永井支部長より「藤前干潟の清掃活動は令和元年を最後にコロナ禍のために長い間、中断していまし

た。今年度、コロナ禍も鎮静化したことから、名古屋支部の役員が中心となり環境省を始め行政機関の皆様と調整を重ね、日光川の上流域の尾張北支部と尾張西支部の皆様にもお声がけをさせていただき、皆様の協力をいただき今年やっと実施する運びとなりました。くれぐれも怪我の無い様に安全第一で清掃活動をお願いします。」と挨拶がありました。

ごみの分別方法は名古屋市環境局作業課の職員よりライター、スプレー缶、廃家電、廃タイヤ等を分別し、可燃ごみか不燃ごみか判断に迷うときは環境局の職員の指示に従ってくださいと説明がありました。

参加者は日光川と国道23号交差点左岸北東堤防下、戸田茶屋排水機場南及び旧サンビーチ日光川横に別れ、不法投棄された廃タイヤやマットレス、廃家電、ペットボトル等を回収しました。

午前11時30分頃に作業は終了し、粗大ごみ、不燃ごみ1.29トンは大江破碎工場に、可燃ごみ1.03トンは富田工場に搬入されました。

撤去作業はテレビ局により報道され、愛産協3支部の社会貢献事業として一般の方にも周知していただきました。

